

愛媛の看護魅力発信支援事業運営業務委託仕様書

1 目的

看護学生が県内医療機関を訪問見学することで接点を作り、県内で看護職員として働く興味関心を高めるため、バスツアーを行うことで県内の看護職員の確保を図ることを目的とする。

2 事業期間

契約締結の日から令和7年12月31日（水）までとする。

3 業務内容

(1) 病院見学バスツアー（以下「バスツアー」という。の企画及び運営に関する こと

- ア 旅程作成
- イ 受入先医療機関との日程調整及び見学内容の全体的な調整
- ウ 貸切バス及び運転手の手配
- エ 会場及び食事の手配（昼食、夕食含む）
- オ 病院見学の際の適切な人員配置及び誘導
- カ 食事会場にて看護学生間の交流を図るための企画・運営
- キ 旅程において発生する経費の管理
- ク バスツアー運営中の記録（移動中及び訪問先での記録写真）
- ケ 参加アンケートの作成・集計

【条件】

- ・各病院の受入可能時間（事前に病院側と調整すること）及び移動時間を考慮し、効率の良い旅程を作成すること（有料道路使用可）
- ・病院見学の際は、必ず1名以上の責任者を帯同させ、滞りなく病院見学を遂行できる体制を構築すること
- ・1日あたりバス1台以上を手配すること
- ・参加者に対するアンケートを配布、回収、集計すること。なお、アンケートの内容は愛媛県看護協会と協議のうえ作成すること。

(2) 看護学生への広報、受付及び参加者管理に関すること

- ア 事業目的を踏まえ、看護学生へ参加意欲や興味関心を喚起する広報を行うこと
- イ 参加者の質問等への対応
- ウ 参加者の受付
- エ 参加者への連絡（申込確認、集合時刻・場所の連絡等）

(3) バスツアー当日の安全管理及び緊急時の対応に関すること

- ア 旅程の進行管理
- イ 適切な人員配置
- ウ 交通状況の確認
- エ 緊急時の参加者の安全確保及び連絡体制の構築
- オ 参加者の遅刻等に関する対応の確認

(4) 愛媛県看護協会との打合せ

- ア 各関係機関との打ち合わせ前に適宜協議すること
- イ 状況に応じて変更が生じる場合について、適宜協議すること

(5) 受入先医療機関との打合せ

- ア 各医療機関におけるバス発着時刻、停車場所及び待機中の駐車場所等を調整すること
- イ 当日の催行人数を事前に対象医療機関と愛媛県看護協会へ連絡すること
- ウ 病院見学の際は、班に分けて行動するなど細分化を行い、病院や患者に配慮すること
- エ 各医療機関の訪問時の注意事項等の確認をすること（感染症対策等）

(6) 実績報告

事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書を作成し、関係書類（参加者の実績、参加者数、参加者の属性、参加者アンケート結果、記録写真等）を添えて委託者に提出すること。

4 受託者について

- (1) 第1種、第2種又は第3種旅行業者に登録されていること。
- (2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、その他の関係法令を遵守し、バスツアー行程に係る企画・調整・手配等を行うこと。

5 その他の留意事項

- (1) バスツアーの円滑な進行管理及び参加者の一般的な健康管理ができるよう、必要なスタッフを配置すること。
- (2) 参加者には旅行保険を掛けること。
- (3) 参加人数に変更があった場合は、車両の規格等について、効率的かつ経済的な手段を検討し手配すること。
- (4) 委託業務の履行に当たり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の策を講ずるとともに、この業務により知り得た個人情報を当該事務の目的以外に利用し、又は提供しないこと。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間

を満了した場合や契約を解除された場合も同様とする。

- (6) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (7) 詳細な事業内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。
- (8) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (9) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、委託者と受託者が協議の上決定すること。